

第三章 技能連携制度の整備拡充

昭和36年10月31日の「学校教育法の一部改正」(法律第166号)により制度化された技能連携制度は、制度発足の当初から関係者によって欲求不満が表明され、その実施プロセスにおいて、益々制度改革への動きが顕著になるのである。この制度改革の矛先は、具体的には、昭和42年の「技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正」(文部省令第20号)に向けられるのである。

従って、本章では、(1)制度発足以降「指定の基準」改正までにおいて、この「指定の基準」を中心にして、どのような制度改革への動きがあったのか、(2)その動きに基き、技能連携制度がどのように改革されたのか、を明らかにしたい。われわれは、これ等の疑問と制度改革後の技能連携制度の実態を分析することによって、改革後の技能連携制度の特徴と課題を解明することができるのである。なあ、後者、つまり、改革後の技能連携制度の実態については、第四章の課題とする。

第一節 技能連携制度の改革の動き

技能教育施設の担当行政官庁である労働省は、技能連携制度発足間もない昭和37年に、その機関紙「職業訓練」において、職業訓練(技能者養成)の立場から、技能連携制度の内在する課題を次のように指摘している。⁽¹⁾

1. 第2号(学校教育法施行令「指定の基準」第33条第1項第2号のこと、以下第3号、第4号も同様である。引用者注)の修業年限については、認定職業訓練の場合には訓練職種によって訓練期間3年のものと2年のものがあり、技能教育施設としての指定は訓練期間3年の認定職業訓練の施設に限られるわけである。政令の修業年限3年というのは、連携措置をとるものは少なくとも高等学校教育が3年ということから社会通念に従ったものと考えられる、職業訓練の立場からは問題が残されている点である。
2. 第3号の技能教育の担当者については、認定職業訓練の場合には職業訓練指導員がこれに該当するものであり、職業訓練指導員には高等学校教諭免許状を有する者はまずいないと思

(1) 職業訓練局管理課：「事業内職業訓練と定時制又は通信制高等学校との連携について……」

(『職業訓練』Vol.4 No.5 昭和37年5月号 ページ40～42)

われるので、「これと同等以上の学力を有すると認められる者」の認定が問題であろう。

3. 第4号の技能教育の内容については、技能教育施設の指定等に関する規則によれば、文部大臣が定める高等学校の教科とは高等学校の職業に関する教科とし、その科目については文部大臣が官報で告示する旨指定している。従って、連携措置は高等学校の職業に関する教科の科目に限定され、社会・国語・外国語等の一般学科については行なわれないわけである。この点も残された問題の一つである。

つまり、ここでは職業訓練との技能連携を拡大するためには、基準に規定されている修業年限の短縮、技能教育担当者の認定緩和、連携教科目の拡大が表明されているのである。このような技能連携「指定の基準」の緩和を中心とする制度改革への要望は、連携企業、日経連、各種審議会からも表明されている。

大阪府立成城工業高等学校は、大阪、枚方、布施市の3市内の10事業内訓練施設と技能連携を行なっている。これらのうちで北陽無線工業株式会社事業内職業訓練所は、技能連携制度を二重負担の軽減、生活指導の向上、雇用の促進及び定着の見地から評価しながらも、次のような問題点も指摘している。⁽²⁾

1. 訓練生の間での、連携している生徒と他の訓練生との関係がむずかしい。また、一般の定時制高校生と連携している訓練生との関係に懸念がある。
2. 通学に遠距離の事務所がある。
3. 訓練所で教育している科目の中には、指定科目以外にも工業高等学校の科目と類似の内容をもったものがあるが、重複履習をさけるため指定科目の拡大ということがとりあげられねばならず、これも今後検討を要する問題であろう。

ここでは、(1)同一企業内の技能訓練生のうちで連携訓練生と非連携訓練生との間における待遇差別の問題、(2)技能連携定時制高等学校において、自己の企業の連携訓練生が他企業のそれと接触することに伴う諸弊害、(3)連携高等学校の所在によっては、通学が困難になること、(4)連携できる科目の範囲の問題、を列举している。

(2) 北陽無線工業株式会社取締役総務部長 北村多市郎；「事業内職業訓練と高等学校との連携について」(『職業訓練』Vol 6 №7 昭和39年7月号 ページ14～26)

これに対し、連携訓練生をひきうけている府立成城工業高等学校は、この制度が一年を経過したにすぎないことから、わずかに制度運営上のいくつかの問題に触れただけで、この段階では意見を差し控えている。⁽³⁾一方関係行政当局である、大阪府職業訓練課長は「事業内職業訓練と高等学校との連携について——モデルケースにその実態を見る——(その4)大阪府として」の論文中「4、今後の連携のあり方について」において、次のような問題点を指摘している。⁽⁴⁾

- (1) 現在は連携校が一枚のみであるため連携する訓練所は通学可能な範囲に限られているので、これを府下全域の訓練所が連携できるよう数校に増設する必要がある、職種についても機械と電気に関する職種のみ利用しているが、より多くの職種についても連携できるように配慮すべきである。
- (2) 連携学科は専門学科に限られているが、普通学科のうちでも数学と体育はかなり充実しているので、これ位までは連携の範囲を拡大し二重負担の軽減を更にはかる必要がある。
- (3) 府立成城工業高等学校は夜間の定時制であるが、事業内訓練は労働時間内に実施する関係から昼間の定時制との連携も考慮する必要がある。
- (4) 登校日は1年生は週3日、2・3年生は4日、4年生は6日である。1年生の週3日は入所もない年少者の精神的肉体的条件を考慮して決定したものであるが、3年生の後半になると満18才以上に達するため、残業が可能となり残業しなければならない状態におちいる恐れが充分考えられるので、事業主の積極的な協力が望まれる。
- (5) 学科講師は、高等学校の教諭免許の所有者又は大学卒業者であるが、高校教諭はともかくとして大学卒業者の講師は知識については問題はないが、教育技術のまずさが目立ち、そのために訓練効果が充分あがりえないことが認められるので、今後この面の講習会を開催して学科講師の教育技術の向上を計らなければならない。
- (6) 昭和39年度より3年制の産業青年学校の発足をみるにいたったのであるが、その職業課程の教科内容は労働省令の機械工の基準とよく類似したものであるので、ただ単に工業高等学校との連携ばかりでなく、広く提携できるものとは積極的に提携してゆくつもりであり、今後の事業内訓練拡充の一方法として注目すべきことがらであろう。

(3) 大阪府立成城工業高等学校定時制主事 北原富男；「事業内職業訓練と高等学校との連携について」(『職業訓練』Vol. 6, No. 7, 昭和39年7月号, ページ14～26)

(4) 同上論文、大阪府職業訓練局課長 吉田利純

ここでは、技能連携制度をより拡充整備するために、現在の技能連携制度が内在している問題点を指摘すると同時に、その改善策を提言しているのである。

これに対し、都立八王子工業高等学校と一企業だけで連携している日野自動車工業高等学園は、技能連携の問題点について次のように指摘している。⁽⁵⁾

昭和36年に定められた連携に対する措置は文部省の認可の基準が相当厳格なので、これから連携を工業高校にお願いした場合は3分の1の最大限の効果を得ることは至難に考えられた。したがって二重負担の軽減も名ばかりなものとなり、実際問題としてあまり魅力あるものではなかった。

高等教育の性格と職業教育のそれが違うことで、例えば職業教育の内容が高等教育化したとしても有機的な連携は無理なのではないか。高校、大学、大学院というような考え方の中の高校という性格ではなく、いわば産業教育というような独自の性格を持たせなければならないのではないかと。連携してさらにその感を深めた。

ここでは、(1)指定基準がきびしすぎるために、制度の意図が機能せず、実際には二重負担の軽減にあまり効果がないこと、(2)高等学校教育と技能教育施設のそれを真に連携させるためには後期中等教育段階における産業教育の目的、内容を再検討する必要があること、を指摘している。

技能連携制度をめぐる評価は、上記の事例からも明らかな通り、連携形態、企業職種のちがによって異なるであろう。これらのことを明らかにするためには、より多くの事例分析が必要であろう。⁽⁶⁾さしあたってここでは発足当初における技能連携制度に関する一般的な問題認識状況を指摘することにとどめておく。

日経連教育特別委員会は、昭和40年2月5日に「後期中等教育に対する要望」の中で、技能連携制度の改善に関し次のように述べている。⁽⁷⁾

(5) 日野自動車工業(株) 勤労部教育課長 益田三世；(『産業訓練』昭和39年8月号)「わが社の産学協同」

(6) 詳細に亘る事例研究は、直接、連携している技能教育施設あるいは高等学校を訪れて、技能教育施設の設置者、技能教育の担当者、定時制通信制高等学校の教師そして連携訓練生自身の声を聞く必要がある。そのためには、調査研究を行なう多大な時間が必要となるだろう。この事例研究はわれわれに残された重要な今後の研究課題である。

(7) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，三一書房、1972年、ページ233

二、企業内教育について（一、は学校教育について、引用者注）

(1) 企業内訓練施設の技能学科中心の高等学校（以下技能高等学校という）への移行

今日産業界では技能の重要性にかんがみ、鋭意技能教育の充実に力を注ぎ、その教育内容、施設、時間、成果などは、現行の高等学校教育に比較しても、いささかも遜色のないものも多い。したがって、一定レベル以上の企業内訓練施設（認定職業訓練所など）は、技能高等学校として認可すべきである。

また、将来は中小企業で活用できるよう、一定レベル以上の公共職業訓練施設を母体とする公立の技能高等学校の設立も、考慮されてしかるべきである。

(2) 企業内訓練施設での教育の高等学校単位としての認定の拡大

技能高等学校に移行しない企業内訓練施設については現行連携教育の枠を拡大し、学科、基本実習、応用実習などについて、一定レベル以上のものを高等学校の単位として認定する。これにより、通信制ないし定時制の高校に通学し、容易に不足単位を取得する道が開かれ、高等学校卒業の資格が得られる。したがって、現在みうけられる職業訓練所と定時制高等学校との二重通学による生徒の負担はきわめて軽減され、学習の能率化、学校と職場との一貫性ある教育が推進されるであろう。

(3) 一般教養教育と家庭科教育を主とする企業内教育施設の別種の高等学校（家政高等学校）への移行

今日女子を多数雇用する紡績業、その他の産業における女子教育は、一般教養教育ならびに家庭科教育の面では相当充実している面が多い。したがって、一定レベル以上の企業内教育施設は、これを別種の高等学校（家政高等学校）として認めるべきである。

このような技能連携制度改革をめぐる諸要望を踏まえて、中央教育審議会は昭和41年10月31日答申「後期中等教育の整備拡充について」において、次のような改善策を答申している。⁽⁸⁾

第二 後期中等教育のあり方（第一は後期中等教育の理念、引用者注）

前述の後期中等教育の理念に基づきその拡充整備を図るにあたっては、国立、公立および私立の各種の教育訓練機関がそれぞれの役割を発揮できるよう、総合的、全体的な観点にたって、次のような具体的方策を講ずる必要がある。

(8) 横浜国立大学現代教育研究所編；中教審と教育改革，一書房，1972年，ページ 90

一、高等学校教育の改善

- (1) 普通教育を主とする学科および専門教育を主とする学科を通じ、学科等のあり方について教育内容、方法の両面から再検討を加え、生徒の適性、能力、進路に対応するとともに、職種の専門的分化と新しい分野の人材需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化を図る。
- (2) 職業または實際生活に必要な技能または教養を、高等学校教育の一部として短期に修得できる制度を考慮する。
- (3) 勤労青少年の修学を容易にするとともに、教育効果を高めるため、定時制と通信制の併修形態を拡大する。また、定時制と通信制の課程を併置する勤労青少年のための独立の高等学校の設置を計画的に推進するとともに、各課程ごとの学校についても、その整備充実を図り、必要に応じて独立校とする。とくに農山村に定着する勤労青少年のための定時制の課程については、積極的に整備を図る。

二、各種学校制度の整備

- (1) 各種学校の健全な発展とこれに対する指導育成の基礎を固めるため、その目的、性格を明らかにする。
- (2) 各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備し、各種学校としての特色を生かしながら全般的な水準の維持向上を図る。この場合、その卒業者が、できる限り各種の職業上その他の資格が取得できるよう配慮する。
- (3) 前項の課程において充実した教育が行なわれるよう必要な奨励措置を講じる。

三、勤労青少年にたいする教育の機会の保障

- (1) 十五歳から十八歳までの青少年であって、現にいずれの教育訓練機関（文部省所管外の職業訓練施設等を含む）にも在籍していないすべての者に対して、後期中等教育の機会を保障するため、別種の恒常的な教育機関を設置する。

この場合における設置は、地方公共団体の任務とし、国はそれに対して必要な助成措置を講ずるものとする。なお地方公共団体以外の者がこの教育機関を設置することを妨げない。

- (2) この教育機関は、青年学級制度を改善して、主として勤労青少年に対し、その適性、能力、環境に応じて職業、家事などに関する知識、技能を修得させるとともに、その教養を向上させることを目的とする。

四、略

五、その他の方策

- (4) 高等学校の単位認定（(1)は特殊教育機関の拡充、(2)は普通教育の徹底、(3)は女子に対する教育的配慮、引用者注）

後期中等教育機関の拡充に伴い、各種の教育訓練機関における学習の成果を一定の条件のもとに高等学校の単位として認定する道を開くことは、とくに複雑な事情のもとに学習しなければならない勤労青少年の向学心を高め、その学習の成果を学校教育制度の上で正当に評価できる効果がある。

そのため、現在の高等学校と技能教育施設との連携制度の趣旨を拡大して各種学校や三で述べた勤労青少年のための教育機関にまでその対象を広げるとともに、認定できる科目の範囲を拡大する。

ここでは、技能連携制度は、「勤労青少年の向学心を高め、その学習の成果を学校教育制度の上で正当に評価できる効果がある。」と評価されている。したがってその制度を整備拡充するために、指定基準を大幅に緩和、(1)技能連携施設を各種学校、勤労青年学校等にまで拡大すること、(2)(1)に伴い、認定科目を大幅に拡大すること、を答申しているのである。

文部省は、以上のような諸要望あるいは答申をうけて、いよいよ具体的な制度改革に着手するのである。

第二節 技能連携「指定の基準」の改正

文部省は、技能連携制度の整備拡充のために昭和42年8月、文部省初等中等教育局内に、東京大学教授、細谷俊夫氏を委員長とする「連携制度調査研究会」を設置するのである。同調査研究会は、約3か月後の昭和42年11月7日に、天城勲初等中等教育局長に「高等学校と他の教育訓練機関との連携制度の調査研究について」の報告書を提出している。この報告書は、後述する昭和42年の「指定の基準」の改正に直接的な影響を与えているので、全文をここに掲載する。⁽⁹⁾

本会議は、高等学校と他の教育訓練機関との連携制度等のあり方について調査研究を行なっ

(9) 「高等学校と他の教育訓練機関との連携制度等に関する調査研究について」（『産業教育』Vol. 17, №12; 昭和42年11月号）

た結果、下記の結論に達しましたので、報告します。

記

後期中等教育段階の青少年を対象とする教育訓練機関には、高等学校のほか、公共職業訓練所、事業内職業訓練所、准看護婦養成所、経営伝習農場、各種学校、勤労青年学校、青年学級等があるが、現在、連携措置の対象となる技能教育施設として文部大臣が指定するものは、修業年限が三年以上である等の条件を具備するものに限定されているため、現実には事業内職業訓練所を除いては、ほとんどの施設が指定の対象とはならない。したがって、高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒の学習上の二重負担を軽減し、高等学校へ就学する機会を拡大するという制度の趣旨がじゅうぶんに活用されていない状況にある。

もとより、高等学校教育には学校教育としての目標があり、その目標を達成するために必要なものとして設置者、教員資格、教育内容等についての規制がなされているのであるから、他の教育訓練における学習の成果を高等学校教育とみなすことについては、慎重な配慮が必要であるが、この際、昨年十月三十一日に行なわれた中央教育審議会の「後期中等教育の拡充整備について」の答申において提案されたように、勤労青少年の向学心を高め、その学習の成果を学校教育制度のうえで正当に評価するため文部大臣の指定する技能教育施設の範囲を拡大し、連携教育のいっそうの推進を図ることは、きわめて必要な措置である。

よって、教育施設として一定の規準と水準をもち、かつ教育内容が高等学校教育の目標からみて妥当な技能教育施設については、高等学校の指導体制の及ぶ範囲内において、なるべく広く連携教育の対象として認めるよう、次のような改善処置をとることが望ましい。

1. 連携措置の対象となる施設について

技能教育施設の指定の基準については、次のような改正をすること。

- (1) 修業年限は、一年以上とすること。
- (2) 年間の指導時間数は、六八〇時間以上とすること。
- (3) 技能教育を担当する者（実習を担当する者を除く。）のうち、高等学校教諭免許状を有する者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者の割合については、現行どおり半数以上とするが、高等学校教諭免許状所有者と同等以上の学力があると認められる者の範囲については、技能教育施設の実態にかんがみ弾力的に運用すること。
- (4) 技能教育を担当する者の数は、技能教育を受ける者二〇人につき一人以上の割合とすること。

2. 連携措置をとることができる教科、科目および単位の修得の限度について

- (1) 連携措置をとることができる教科、科目およびこれに関する次の教科の科目のうち連携可能なものとする。

家庭

農業

工業

商業

看護

その他水産など

- (2) 技能教育施設における普通教育のうち、高等学校で行なうことが適当と考えられるものはなるべく高等学校で行なうようにするとともに、技能教育施設における専門教育のあるいはこれと密接に関連して行なわれている科目で高等学校の普通教科、科目に相当するものについては、技能教育施設ごとに検討のうえ、連携措置をとることができるようにすることによって、相互に生徒の学習上の二重負担を軽減することに努めること。

- (3) 技能教育施設によっては、教育が充実してかなりの単位を認めてよいものもあるので、高等学校の単位として認定することができる限度を、高等学校の全課程を修了するのに必要な単位数の二分の一以内とすること。

3. 連携措置の方法について

- (1) 技能教育施設に在籍する者については、当該施設に在籍する期間中高等学校に在学はするが、連携措置にかかわる教科、科目のみを履習する方法を認めること。
- (2) 文部大臣は、連携教育が適切に行なわれることを保障するため、毎年度当初に技能教育施設における連携科目にかかる指導体制および連携計画その他必要な事項の報告を求め、また、これらの事項について指導すること。

附

本会議は、連携制度について当面改善を急ぐべき点を中心として意見をまとめたが、このほかの意見として、次のような提案があった。

本会議としては、これらの意見については、この報告による改善事項の実施後の状況をみて検討すべきものとして結論をまとめなかったが、文部省において可及的すみやかに検討されることを希望する。

- (1) 技能教育施設以外の施設を連携の対象とするとともに、普通教科、科目を連携の対象とすること。

- (2) 連携によることなく、高等学校以外の教育施設における学習の成果を高等学校の単位として認定できる方途を講ずること。
- (3) 高等学校の教育活動の範囲を拡大し、聴講生制度の実施、高等学校開放講座の拡張および出張教授の実施等によって、当該学習の成果を高等学校の単位として認める方途を講ずること。

また政府も、このような動きと相呼応して昭和42年12月16日に学校教育法施行令中改正（政令第375号）により、その第33条第1項第2号の規定を次のように改正したのである。すなわち、旧規定の技能教育施設の指定基準、「修業年限が3年以上であり、年間の指導時間数が800時間以上であること」を「修業時間が1年以上であり年間の指導時間数が680時間以上であること。」に改正したのである。この改正に伴い、同日、文部省は技能教育施設の指定等に関する規則中改正（文部省令第20号）を定めるのである。この規定により、指定の申請書、文部大臣が定める高等学校の教科等、連携措置をとることができる科目、単位の修得の認定等の事項が改正されたのである。その改正点を示すと、表Ⅲ-1のとおりである。⁽¹²⁾

昭和42年の主要な改正点は、表Ⅲ-1のとおり、(1)文部大臣が定める高等学校の教科が、「高等学校の職業に関する教科とし、その科目については、文部大臣が官報で告示する。」から「高等学校の職業に関する教科とする。」に改正された。このことから、連携できる教科目が、工業のみであったものが、一挙に家庭・商業・農業・看護等に拡大された。（第2条第1項）、(2)技能教育を担当する者の数が技能教育を受ける者の数を「10をもって除した数以上であること」が「20をもって除した数以上であること。」に改正された。（第2条第2項第1号）、(3)連携処置をとることができる科目が、第二条第一項によるものだけでなく「高等学校その他の教科に属する教科で指定技能教育施設における技能教育の科目に対応するものとして文部大臣が正当と認めるものについても同様とする。」という改正により、実質的には普通学科についても連携が可能になったことである。（第5条）、(4)校長が修得を認定することのできる単位数の合計が、

(10) 「学校教育法施行令中改正」昭和42年12月16日、政令第375号、「法令全書」昭和42年、第2巻、ページ50

(11) 「技能教育施設の指定等に関する規則中改正」昭和42年12月16日、文部省令第20号（「法令全書」昭和42年、第3巻、ページ107）

(12) 「技能教育施設の指定等に関する規則中改正」昭和43年9月14日、文部省令第27号（「法令全書」昭和43年、第3巻、ページ43）

表Ⅲ-1 技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正

	昭和37年3月31日 文部省令第8号	昭和42年12月16日 文部省令第20号
第一条第二項	五、技能教育を担当する者の氏名担当科目、担当時間数及び履歴を記載した書類 六、 七、	五、第六条の規定による文部大臣の指定を希望する科目の内容の概略を記載した書類 六、技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴（担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び担当科目に関する実施の経験年数を含む。）を記載した書類。 七号にする 八号にまゐる
第二条第一項	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第33条第4号の文部大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科とし、その科目については、文部大臣が官報で告示する。	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第33条第4号の文部大臣が定める高等学校の教科と、高等学校の職業に関する教科とする。
第二条第二項	一、技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を十をもって除して得た数以上であること。	一、技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数が、技能教育を受ける者の数を二十をもって除して得た数以上であること。
第五条	高等学校の校長は、第2条第1項の科目について連携措置をとることができる。	高等学校の校長は、第2条第1項の教科に属する科目に属する科目について連携措置をとることができる。高等学校のその他の教科に属する科目で、指定技能教育施設

		設における技能教育の科目に対応するものとして文部大臣が適当と認めるものについても同様とする。 2. 前項後段の文部大臣が適当と認める科目は、官報で告示する。	「前条」の下に「第一項」を加える。
第六条第一項	文部大臣は、指定技能教育施設ごとに、当該指定技能教育施設の科目のうち、高等学校の校長が連携措置をとることができるもの（以下「連携措置に係る科目」という。）を指定し、当該科目及びこれに対応する前条の科目を官報で告示する。	前項の申出は、別記第2号様式による申出書に当該科目に係る第1条第2項第4号、第5号及び第7号に掲げる書類を添付してするものとする。	「第五号、第7号」を「第5号、第6号及び第8号」に改める。
第八条第二項	前項の規定により校長が修得を認定することのできる単位数の合計は、当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内とする。	前項の規定により校長が修得を認定することのできる単位数の合計は、当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のおおむね二分の一以内とする。	

表Ⅲ-2 技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正

	昭和43年9月14日 文部省令第27号
七、技能教育のための施設において技能教育を受ける	七、技能教育のための施設において技能教育を受ける

第一条第一項	ことのできる者の資格及び収容定員 八 九	ことのできる者の資格 八、技能教育を受ける者の数 九号にする 十号にする
第三条第一項	令第34条の規定により内容変更の届出をしなければならぬ事項は、第1条第1項第1号から第4号まで、第7号及び第9号に掲げる事項（第9号にあっては軽微な変更を除く。）とする。	「第7号及び第9号」を「第7号第8号及び第10号」に改める。
第六条第三項	前項の申出は、別記第2号様式による申出書に当該科目に係る第1条第2項第4号、第5号及び第7号に掲げる書類を添付してするものとする。	前項の申出は、文部大臣が官報で告示する様式による申出書に当該科目に係る第1条第4号、第5号、第6号及び第8号に掲げる書類を添付してするものとする。
		別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第一号様式

技能教育施設指定申請書

学校教育法第四十五条の二の規定による技能教育のための施設の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

文部大臣

殿

印

技能教育を受けることのできる者の資格				技能教育のための施設の収容定員			
技能教育を担当する者の数				技能教育を担当する者のうち実習を担当する者の数			
技能教育の性格修業年限（年）		科目の名称		年間の指導時間数（時間）		同時に技能教育を受ける者の数（人）	
技能教育のための施設の設備の状況							
施設の名称		数量		構造		面積	
						平方メートル	
計							
技能教育のための施設の設備の状況							
設備の名称		数量		専用・共同		備考	

備考 文部大臣の指定を希望する科目の名称の上に○印を付すこと。

別記様式第二号

連携科目指定申出書

技能教育施設の指定等に関する規則第六条第二項の規定による連携措置に係る科目の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

年 月 日

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

印

文部大臣

殿

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	
科目の名称技能教育の種類	
修業年限（年）	
年間の指導時間数（時間）	
技能教育を担当する者の数（人）	
同時に技能教育を受ける者の数（人）	

1. 規則第1条第1項の申請書の様式		年 月 日	
文部大臣 殿			
設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）		印	
技能教育施設指定申請書			
学校教育法第45条の2の規定による技能教育のための施設の指定を受けていたいで、関係書類を添えて、申請します。			
技能教育のための施設 の名称		定員	申請時の実員
技能教育のための施設 の所在地			
技能教育を受けることのできる者の資格			
ア 技能教育のための施設において教育を受ける者の総数	エ 技能教育のための施設において教育を行なう者の総数	人	人
イ アのうち、申請に係る技能教育を受ける者の総数	オ エのうち、申請に係る技能教育を担当する者の数	人	（うち、専任者の数） 人
ウ イのうち、連携措置の対象となる者の総数	カ オのうち、実習を担当する者の数	人	人

2. 規則第6条第3項の申出書の様式	
文部大臣 殿	年 月 日
設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 印	
技術教育施設の指定等に関する規則第6条第2項の規定による連携措置に係る科目の追加指定を受けたいので、関係書類を添えて、申し出ます。	
技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	

備考 1 「技能教育を受けることのできる者の資格」欄には、当該施設において連携措置の対象とする者の資格を、具体的に記入すること。

2 アの欄には、申請に係る技能教育を受ける者の数を含めて、当該施設における生徒の総数を記入すること。

3 ア、イ及びウの欄には、当該施設において二部制授業等を行なっている場合には、各部等の定員及び申請時の実員の内訳が判明するように記入すること。

2. 規則第6条第3項の申出書の様式

文部大臣 殿

設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

印

技術教育施設の指定等に関する規則第6条第2項の規定による連携措置に係る科目の追加指定を受けたいので、関係書類を添えて、申し出ます。

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	

[illegible]

当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内とする。」が「二分の一以内とする。」に改正された、(第8条第2項)ことである。その他の事項は字句上の訂正である。なお昭和43年の主要な改正点は、技能教育施設の指定の申請書についてであり、その他の事項は字句上の訂正である。このような内実を伴う技能連携制度改革に対して、細谷俊夫氏は、「労働体制が優先して、教育体制がこれにリードされるという形を再編成し、労働と教育とが対等の形が結びつく方向に進むこと」によって「連携制度は二重通学の負担の軽減という最初の任務を果たし、労働力確保という教育外的な目的を離れて、年少労働者のために独自の教育的機能を果たすことが期待される⁽¹³⁾」と述べ、その改革を支持している。この見解に対し、九州大学教授、岩井竜也氏は、「その(技能連携制度、引用者注)根底にあるものは、それぞれの教育の性格には手をつけないで、お互いに教育活動の意義を深め、それなりに評価しあって、生徒に有利なようにして、目的を果たさせてやろうではないかという考え方である。産業教育の真の問題はそのような所にはないといえる。」⁽¹⁴⁾と述べ、批判的な見解を表明している。また、北海道大学教授、原正敏氏も、技能連携制度に対する企業のねらいは、「定時制への通学自体を資本の枠の中にとどめること、あわよくばその学習をも自己のコントロールのもとにおくことをねらったものであると断言してよかろう。」⁽¹⁵⁾と指摘し、「技能連携制度の手放しの拡大を容認することは、『生徒に有利になるように』ではなく資本のために独自の教育的機能が発揮されることを期待しているものと原われてもしかたはないであろう。」⁽¹⁶⁾と批判している。

このように支持あるいは反対された改革後の技能連携制度の実態は、どのようなものであろうか。

(13) 細谷俊夫；「連携制度の拡大とその課題」(『産業教育』Vol. 18, No. 1, 昭和43年1月号, ページ 11)

(14) 岩井竜也；「産業教育の再編成」(岩井竜也、松原治郎編著 教育学叢書第8巻「産業と教育」第一法規, 昭和42年, ページ 320)

(15) 原正敏；「産学提携と技術教育」(大河内一男編 教育学全集 第14巻 「教育と社会」小学館, 昭和44年, ページ 222)

(16) 原正敏；「産学提携と技術教育」(大河内一男編 教育学全集 第14巻 「教育と社会」小学館, 昭和44年, ページ 223)